

(平成25年5月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 中国（岡山）厚生年金 事案 2819

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月から平成元年9月までA社に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の事業を承継するC社から発行された申立人の在籍証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社B所から同社D所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人の厚生年金保険個人カードにおける資格喪失日が昭和37年6月20日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を

含む。)、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（岡山）厚生年金 事案 2820

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に入社した後、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、昭和61年4月1日にA社からB社に異動した際の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2821

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、B社に入社した後、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、昭和61年4月1日にA社からC社に異動した際の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2822

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、B社に入社した後、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、昭和61年4月1日にA社からC社に異動した際の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を60万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、60万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与

支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を51万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、51万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与

支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を58万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、58万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、53万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与

支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、11万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与

支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、6万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与

支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

私は申立期間に賞与の支払を受けたが、年金事務所の記録では当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、4万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の賞与支払届を年金事務所に提出していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2834

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年12月から44年9月までA社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和43年3月31日となっていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2835

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年1月から44年7月までA社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和43年3月31日となっていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2836

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年11月から61年3月までA社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和43年3月31日となっていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（山口）国民年金 事案 1451

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、A市に転入した昭和62年から国民年金保険料の収納事務が市町村から社会保険事務所（当時）に移管されるまで、保険料を毎月、自宅に来ていた市の集金人を通して納付していた。また、申立期間の保険料が未納であれば納付の督促があるはずであるが、督促状を受け取った記憶も無い。これらのことから、間違いなく保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市に転入した昭和62年から国民年金保険料の収納事務が市町村から社会保険事務所に移管されるまで（平成14年3月まで）、国民年金保険料を毎月、自宅に来ていた市の集金人を通して納付していた。これ以外の方法で納付した記憶も、遡って保険料を一括納付した記憶も無い。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間直前の平成8年11月から9年3月までの保険料は10年8月に、申立期間直後の10年4月から11年3月までの保険料は11年8月に、それぞれ一括して過年度納付されていることが確認できるなど、申立期間に近い時期においては申立人が主張する「毎月納付」とは異なる納付状況である。

また、A市は、「申立期間当時、申立人の居住地には国民年金保険料の納付組織があったが、納付組織に関する資料は残っておらず、申立人宅を担当していた納付組織及び集金人は不明である。」、「申立人から提出された国民年金領収書にある領収印から名字が判明した複数の分任出納員は当市職員又は納付組織の集金人であることは確かだが、分任出納員に関する資料は残っておらず、該当する市職員も見当たらない。」と回答している上、申立人の居住地

の自治会長は、「平成14年3月以前に当自治会が国民年金保険料の納付組織であったという話を聞いたことがない。また、当該分任出納員の名字に心当たりはなく、保険料を集金していた組織についても分からない。」と供述していることから、納付組織や集金担当者を通じて申立人の申立期間における保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、A市が保管している国民年金被保険者名簿（CSVデータ）には、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、「国民年金保険料に係る納付督促状を受け取った記憶は無い。」と主張しているが、A市は、「申立期間当時、現年度保険料の未納者に対して夜間訪問等による納付勧奨を行っていた。」と回答している上、上記過年度保険料は、社会保険事務所が申立人に送付した保険料の納付書により納付勧奨が行われ、納付されたものと推認される。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 2823

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 22 日から 60 年 9 月 29 日まで  
② 昭和 61 年 2 月 12 日から同年 5 月 20 日まで  
③ 昭和 62 年 7 月 22 日から 63 年 1 月 31 日まで

私は、各申立期間において、A社に産休代替の臨時社員として勤務していたが、採用時の求人情報には「社会保険加入」と記載されていた上、同社の担当者からも「社会保険に加入しましょう。」と言われた記憶があるにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社が保管する採用時の起案文書から、申立人は、申立人が主張する申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）において、臨時雇用の社員として当社に雇用されていた。」と回答していることから、申立人は、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「申立期間は、出産休暇となった社員の代替として勤務した。」と主張しているところ、申立期間当時の複数の同僚は、自身の厚生年金保険の取扱いについて、「産休代替として勤務した約5か月は国民年金に加入していたが、非常勤社員として1年契約で雇用された期間は厚生年金保険に加入していた。」「産休代替又は3か月から6か月の短期間雇用で勤務した期間は、採用時に社会保険への加入の意思を問われ、自ら希望して厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、A社においては、申立期間当時、申立人と同様の短期間の臨時雇用の社員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人は申立期間において国民年金に加入し、申立期間のうち昭和61年4月以前の期間については国民年金任意加入被保険者として国民年金保険料を納付済みであり、申立期間のうち同年5月以後の期間については国民年金第3号被保険者であったことが確認できる。

加えて、A社は、「申立期間に係る賃金台帳等の関係書類は、保存年限を経過しているため残っておらず、当時の社会保険の取扱いについても資料が無いため不明である。」と回答している一方、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2824（広島厚生年金事案 2168 及び 2709 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 15 年 12 月まで

これまで2度の申立てに対し、年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額からは、離職時の報酬月額が約 36 万円であったことが推定できるはずであることなど、調査内容に納得できない。今回改めて申し立てるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 事業主から提出された申立人に係る平成 13 年分及び 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに平成 14 年及び 15 年給与支払報告書（個人別明細書）には、オンライン記録と同じ標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料が計上されており、当該書類の記載内容に不自然な点は見当たらないこと、ii) 事業主が申立人を含む従業員に対し標準報酬月額の引下げの説明をしたことを受けて、平成 10 年 4 月 30 日に、標準報酬月額を 36 万円から 20 万円に引き下げる届出を行ったとする事業主が委託していた社会保険労務士の供述は、オンライン記録と符合していること、iii) 申立人から提出された 5 枚の給与明細書については、「所得税」欄の記載額（1 万 1,240 円）が上記の事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額（1 万 1,330 円）とは一致していないこと、iv) 申立人から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票については、税額を算定するために必要となる「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に記載が無い上、「源泉徴収税額」欄に記載されている金額（13 万 4,880 円）は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額（56 万 9,160 円）に基礎控除額（38 万円）を加えた金

額を基に試算した所得税額とは大きく異なっていることなどから、いずれの提出資料もその記載内容には不自然な点が見受けられるとして、既に年金記録確認第三者委員会の決定に基づき、平成23年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、i) 申立人から新たに30枚の給与明細書が提出されているが、前回提出された5枚と同様、「所得税」欄には全て1万1,240円と記載されており、事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額(1万1,330円)とは一致していないこと、前回提出されたものと合わせて計35枚の給与明細書について、事業主は当該給与明細書の作成自体を否定していること、当該給与明細書35枚のうち34枚の欄外に記載されている「賞5万」も、事業主は自分が記載したものではないとしているとともに、その性格及び支給の有無が不明であること、給与明細書35枚の全てに、健康保険料控除額は1万4,760円、厚生年金保険料控除額は3万1,230円、雇用保険料控除額は1,440円と記載されており、5年を超える申立期間中の社会保険料率の変動が反映されていない上、基本給、各種手当、交通費及び所得税の金額についても申立期間中に全く変動が無いこと等、当該給与明細書の作成者等が不詳であるとともに、その記載内容にも不自然な点が多く見受けられることから、申立期間に係る申立事業所における社会保険料控除の実態を表した資料とみなすことは困難であること、ii) 申立人から提出された平成11年度及び13年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書については、記載されている平成10年及び12年における年間総支給額及び社会保険料控除額と、申立人から提出された給与明細書により推計される10年及び12年における年間総支給額及び社会保険料控除額が大きく相違していること、iii) 平成16年度市民税・県民税台帳記載事項証明書については、前回申立人が提出した平成15年分給与所得の源泉徴収票に基づき作成されたものであることから、申立人の主張する標準報酬月額を推認する資料として採用することはできず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることができないとして、既に年金記録確認第三者委員会の決定に基づき、平成24年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、当初の申立てにおいて提出している雇用保険受給資格者証並びに平成11年度及び13年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書を再度提出しているが、当該資料については、既に年金記録確認第三者委員会の審議において、ほかの関連資料及び周辺事情と合わせて、総合的な検討及び判断の対象とされたものであることから、申立人の主張は、年金記録確認第三者委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。